

加越国境城跡群及び道調査整備指導委員会設置要綱制定について

制定理由

加賀と越中の国境には、加賀と越中を結ぶ脇街道沿いに城跡が分布している。その城跡と道跡は、天下の覇権抗争の縮図となった前田利家と佐々成政の対立を物語る貴重な歴史遺産であり、その調査及び整備を進めていくに当たり、各分野の専門家を委員として招へいし、専門的見地からの指導及び助言を得ることで円滑な調査及び整備の遂行を図ることを目的とした調査整備指導委員会を設置することに伴い、同委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

加越国境城跡群及び道調査整備指導委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年8月1日

金沢市長 村山 卓

加越国境城跡群及び道調査整備指導委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市は、加越国境城跡群及び道の調査及び整備に関し、有識者による専門的見地から指導及び助言を得ることにより、その文化財的価値を明らかにするため、加越国境城跡群及び道調査整備指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 加越国境城跡群及び道の文化財的価値に関する事項
- (2) 加越国境城跡群及び道の文化財的価値を明らかにするための調査方針に関する事項
- (3) 加越国境城跡群及び道の調査により得られた成果を元にした適正な史跡整備方針に関する事項
- (4) 加越国境城跡群及び道の史跡整備後の運営及び維持管理に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、中近世史学、考古学、建築史学等に関し見識を有する者及び地域住民を代表する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合におけ

る補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(顧問)

第5条 委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、市長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 顧問は、必要に応じて会議に出席し、専門的知識及び経験により、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ局文化財保護課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 加越国境城跡群及び道調査指導委員会設置要綱（令和2年2月1日決裁）は、廃止する。